

3. 4GHz 周波数移行促進に係る 2 者合意について

株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社は、平成 30 年総務省告示第 34 号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成 30 年 1 月 26 日））に従い、下記の内容について共同で実施することに合意しました。

- (1) 次の①及び②の無線局を対象として、周波数割当計画における使用期限（平成 34 年 11 月 30 日）前に、新たに割り当てられた周波数帯への移行措置（以下、「終了促進措置」という。）を実施します。
 - ①3,400 MHz を超え 3,456MHz 以下の周波数を使用する STL 等の無線局
 - ②3,400 MHz を超え 3,456MHz 以下の周波数を使用する FPU の無線局
- (2) 本合意の日から 1 ヶ月以内に、終了促進措置の実施の概要について (1) の①及び②の無線局の免許人（以下、「対象免許人」という。）への周知を開始し、本合意の日から 6 ヶ月以内に、終了促進措置の実施手順を対象免許人に通知します。
- (3) (2) の実施前に免許人団体（STL 等又は FPU の免許人を構成員としている団体）との間で、(2) の事項の実施について協議を行います。
- (4) 対象免許人との間で、終了促進措置の実施内容及びその実施時期並びに当該措置に係わる終了促進措置の費用負担の範囲、方法、及び (1) の①及び②に掲げる無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の共用条件、その他の終了促進措置の内容について協議を行います。
- (5) 本合意の日から 1 ヶ月以内に、対象免許人からの認定開設者毎の間合せ窓口を設置します。
- (6) その他の終了促進措置の目的を遂行するため、別紙に示す事項を実施します。
- (7) 上記の (1) ～ (6) に定める事項及びその他必要な事項を遂行する目的で、認定二者は共同で実施します。

平成 30 年 7 月 8 日

株式会社NTTドコモ
ソフトバンク株式会社

以上